

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成28年5月20日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社エディオン

代表取締役 久保 允誉

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン洛西店

京都市西京区樫原芋峠19-1, 20-9, 47-2, 20-8, 22-2一部,

秤谷44-8一部, 44-14, 44-16, 44-18, 54-2

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置	届出書添付図面記載のとおり	届出書添付図面記載のとおり
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 数 0 台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 数 16 台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書添付図面記載のとおり	位 置 届出書添付図面記載のとおり

	容 量 35.4 m ³	容 量 23 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 9時 閉店時刻 20時（年間60日は21時）	株式会社エディオン 株式会社大創業産業 開店時刻 9時 閉店時刻 21時 株式会社ドン・キホーテ 開店時刻 9時 閉店時刻 24時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	8時30分から20時30分まで（年間60日は21時30分まで）	8時30分から翌0時30分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	9時から20時まで	6時から22時まで

（添付図面は省略）

（3）変更年月日

平成28年6月10日

（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻）

（来客が駐車場を利用することができる時間帯）

（荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

平成28年12月29日

（駐車場の位置）

（駐輪場の位置及び収容台数）

（廃棄物等の保管施設の位置及び容量）

3 届出年月日

平成28年4月28日

4 縦覧場所，期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年5月20日（金）から同年9月20日（火）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成28年9月20日（火）

（産業観光局商工部商業振興課）